

社会保険事業状況（平成18年8月現在）

I. 医療保険

1. 総括

(1) 適用状況

平成18年8月末現在の被保険者数は、政管健保（法第3条第2項被保険者を除く。以下同じ。）1,955万3千人、法第3条第2項被保険者1万5千人、船員保険6万6千人である。前年同月と比べてみると政管健保は28万3千人（対前年同月比1.5%増）増加、法第3条第2項被保険者は2千人（同10.6%減）、船員保険は2千人（同2.6%減）それぞれ減少している。被保険者数の月別推移は第I-1図、第I-2図、第I-3図のとおりである。政管健保は、平成10年3月より減少していたが、平成16年3月以降は増加している。法第3条第2項被保険者及び船員保険は減少が続いている。その他の医療保険についてみると、組合健保1,478万7千人（17年3月）、国民健康保険5,157万9千人（17年3月）、共済組合444万9千人（17年3月）となっている。

また、平成18年8月末現在の政管健保適用の事業所数は153万1千（対前年同月比1.6%増）、船員保険適用の船舶所有者数は6千（同1.1%減）、18年7月末現在の有効な印紙購入通帳数は2千（同7.0%減）となっている。

図I-1 政管一般被保険者数の推移

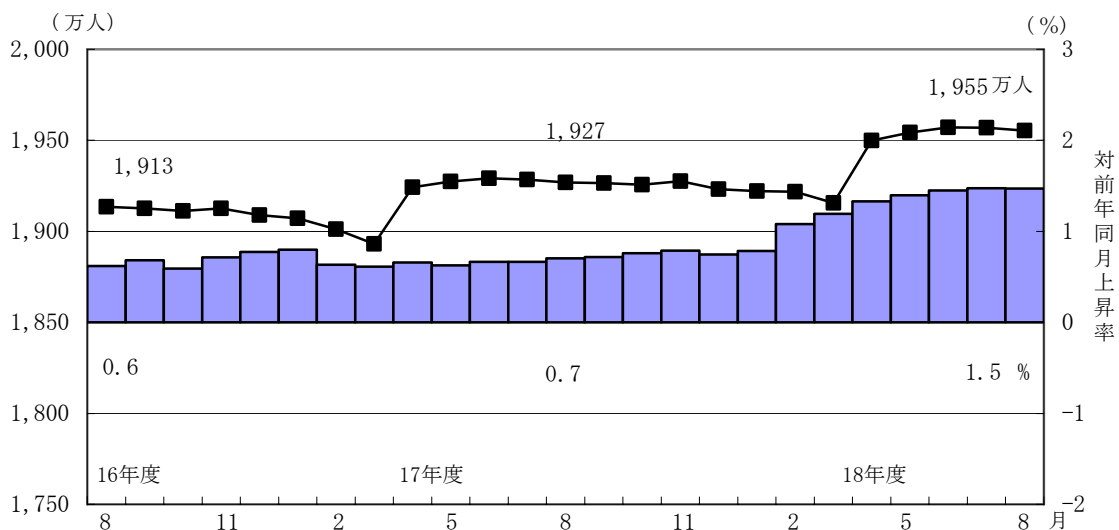


図 I - 2 法第3条第2項被保険者数の推移

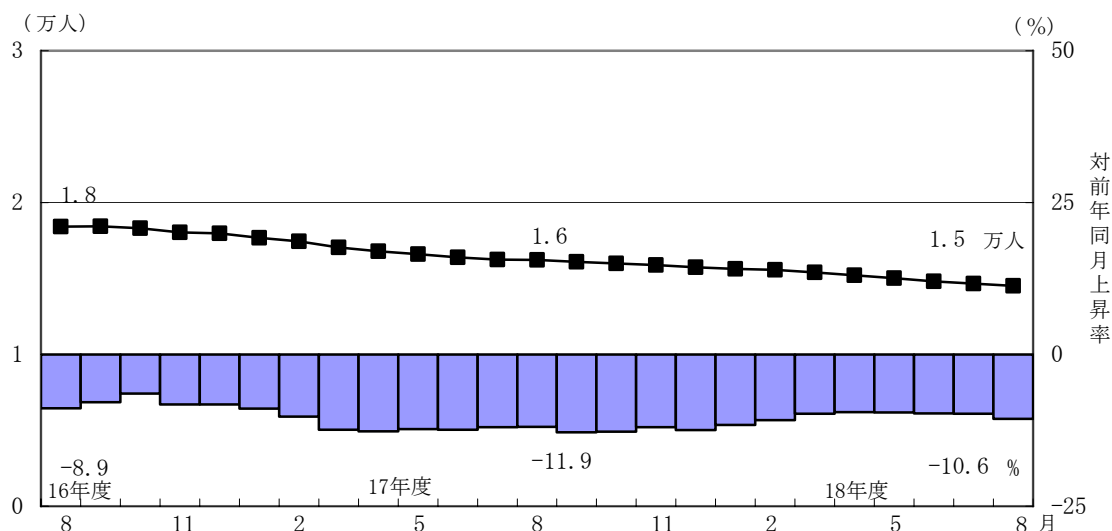
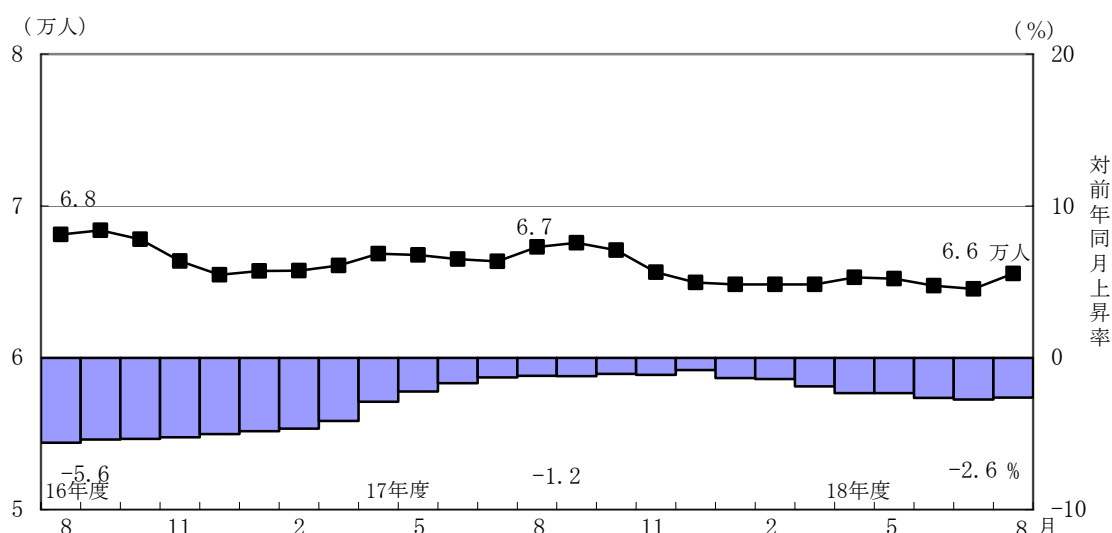


図 I - 3 船員保険被保険者数の推移



平成18年8月末現在の標準報酬月額 averages は、政管健保28万2,042円 (対前年同月比0.0%増) であり、船員保険37万9,447円 (同1.1%減) である。また、法第3条第2項被保険者の18年7月末の賃金日額の平均は1万2,957円 (同2.5%増) である。

平成18年8月末現在の賞与の状況については、事業所数は政管健保22万3千か所、法第3条第2項被保険者22か所、船員保険の船舶所有者数586か所となっている。被保険者数は、政管健保247万1千人、法第3条第2項被保険者795人、船員保険4,606人となっており、標準賞与額の平均は、政管健保22万2千円、法第3条第2項被保険者3万1千円、船員保険35万5

千円となっている。

各医療保険に加入している平成18年8月末現在の介護保険第2号被保険者数は、政管健保1,283万8千人（対前年同月比0.4%増）、法第3条第2項被保険者1万3千人（同12.1%減）、船員保険7万4千人（同4.4%減）である。

平成18年8月末現在の介護保険第2号被保険者の標準報酬月額の前平均は、政管健保31万4,220円（対前年同月比0.3%減）、船員保険40万1,379円（同2.3%減）である。また、法第3条第2項被保険者のうち、介護保険第2号被保険者の18年8月末の賃金日額の前平均は1万3,042円（同1.8%増）である。

(2) 給付状況

平成18年8月の保険給付費は、政管健保3,363億円（対前年同月比1.0%増）、法第3条第2項被保険者分2億6千万円（同7.5%減）、船員保険20億8千万円（同1.4%減）である。被保険者1人当たり保険給付費は、政管健保1万7千円（同0.5%減）、法第3条第2項被保険者1万8千円（同3.2%増）、船員保険3万2千円（同1.2%増）である。

(3) 診療費の状況

平成18年8月の診療費（患者負担分、公費負担分を含む。以下同じ。）は、政管健保3,324億5千万円（対前年同月比0.0%減）、法第3条第2項被保険者分2億2千万円（同11.2%減）、船員保険17億6千万円（同4.8%減）である（第I-1表参照）。

第I-1表 制度別診療費の状況(平成18年8月)

	実 数			対前年同月増加率(%)		
	件 数	日 数	診療費	件 数	日 数	診療費
	千件	千日	千万円			
政管健保	20,148	37,879	33,245	1.5	△ 1.4	△ 0.0
法第3条第2項	11	26	22	△ 7.9	△ 10.7	△ 11.2
組合健保	16,423	29,077	24,539	2.4	△ 0.3	0.4
船員保険	90	186	176	△ 3.1	△ 6.1	△ 4.8
共済組合	5,493	9,774	8,378	△ 0.3	△ 2.7	△ 1.6
小 計	42,165	76,941	66,360	1.6	△ 1.2	△ 0.1
国 保	30,052	67,768	67,414	4.2	1.1	3.0
老人保健	21,014	64,960	76,268	△ 4.0	△ 6.0	△ 3.5
合 計	93,230	209,670	210,042	1.1	△ 2.0	△ 0.4

(注) 1. 政管健保、法第3条第2項被保険者、船員保険以外は審査支払機関からの報告による概数である。

2. 診療費は患者負担分及び公費負担分を含む。

3. 法第3条第2項被保険者には特別療養費を含む。

2. 政府管掌健康保険（一般被保険者）

(1) 適用状況

平成18年8月末現在の被保険者数1,955万3千人のうち、男子の被保険者数は1,220万3千人（対前年同月比1.2%増）、女子は735万人（同1.9%増）である。また、任意適用被保険者数は46万4千人（同8.3%減）で全体の2.4%である。

平成18年8月末現在の標準報酬月額の前平均は男子が32万2,182円（対前年同月比0.0%減）、女子が21万5,401円（同0.3%増）で、女子は男子の66.9%となっている。

平成18年8月末現在の被扶養者数は1,643万6千人で、扶養率は0.841となっている。

(2) 給付状況

平成18年8月の保険給付費は、3,363億円（対前年同月比1.0%増）となっており、うち、医療給付費は3,072億円（同0.9%増）で保険給付費の91.3%を占めている。また、傷病手当金は120億円で保険給付費の3.6%を占めている。

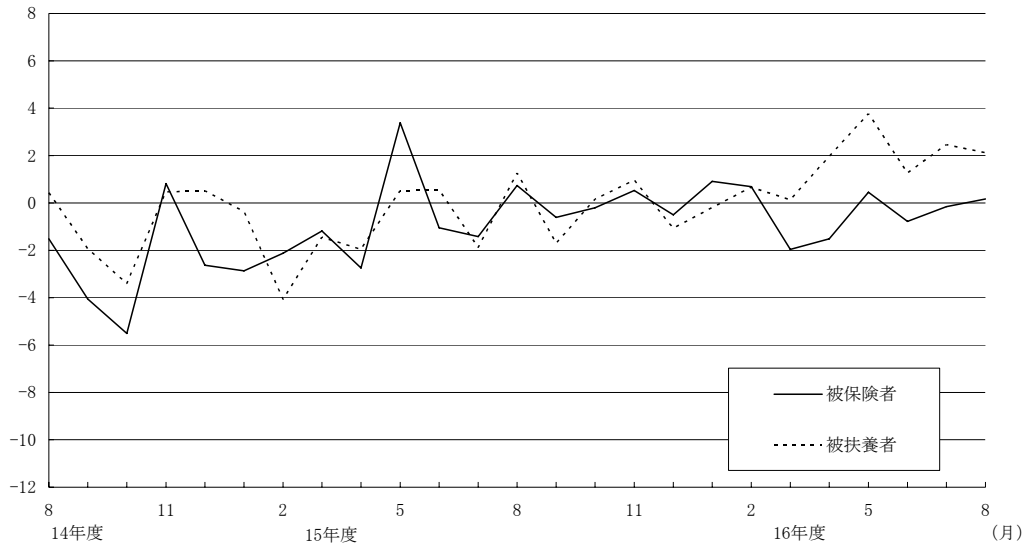
(3) 診療費の状況

平成18年8月の被保険者（老人保健受給対象者及び高齢受給者を除く。以下同じ。）の1人当たり診療費は9,111円、被扶養者（老人保健受給対象者及び高齢受給者を除く。以下同じ。）の1人当たり診療費は9,527円、高齢受給者の1人当たり診療費は32,842円となっている。これを三要素に分解すると、受診率（千人当たり件数。以下同じ。）は、被保険者が543.94、被扶養者が606.96、高齢受給者が1,411.31であり、1件当たり日数は、被保険者が1.85日、被扶養者が1.88日、高齢受給者が2.34日であり、1日当たり診療費は、被保険者が9,041円、被扶養者が8,366円、高齢受給者が9,957円である。

1人当たり診療費の対前年上昇率を被保険者、被扶養者別に入院についてみたものが第I-4図であり、入院外についてみたものが第I-5図である。

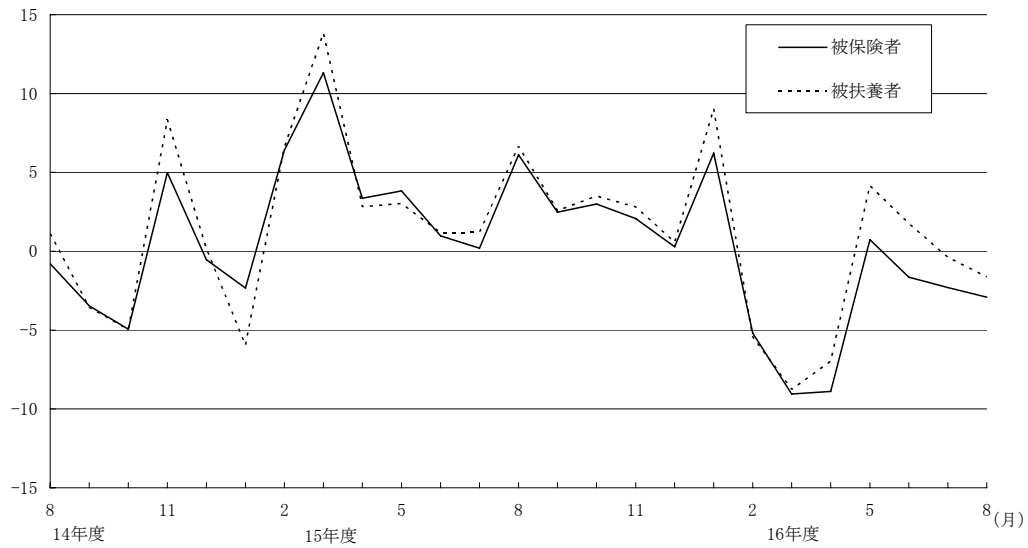
第 I - 4 図 政管健保 1人当たり診療費の対前年同月上昇率の推移
 (入院: 老人保健、高齢受給者を除く)

(%)



第 I - 5 図 政管健保 1人当たり診療費の対前年同月上昇率の推移
 (入院外: 老人保健、高齢受給者を除く)

(%)



3. 政府管掌健康保険（法第3条第2項被保険者）

(1) 適用状況

平成18年8月末現在の被保険者数1万5千人のうち男子は1万1千人（対前年同月比8.4%減）、女子は3千人（同17.0%減）である。

平成18年8月末現在の被扶養者数は1万人で、扶養率は0.668となっている。

(2) 給付状況

平成18年8月の保険給付費は、2億6千万円（対前年同月比7.5%減）となっており、うち、医療給付費は2億1千万円（同9.2%減）で保険給付費の79.4%を占めている。また、傷病手当金は5千万円で、保険給付費の19.4%を占めている。

(3) 診療費の状況

平成18年8月の被保険者（老人保健受給対象者及び高齢受給者を除く。以下同じ。）の1人当たり診療費は9,361円、被扶養者（老人保健受給対象者及び高齢受給者を除く。以下同じ。）の1人当たり診療費は8,351円、高齢受給者の1人当たり診療費は15,670円となっている。三要素に分解すると、受診率は、被保険者が503.71、被扶養者が422.99、高齢受給者が843.45であり、1件当たり日数は、被保険者2.34日、被扶養者が2.25日、高齢受給者が2.78日であり、1日当たり診療費は、被保険者が7,938円、被扶養者が8,785円、高齢受給者が6,685円である。

4. 船員保険

(1) 適用状況

平成18年8月末現在の被保険者数6万6千人を船舶種別ごとにみると汽船等が4万1千人（対前年同月比0.6%減）、漁船（い）が1千人（増減なし）、漁船（ろ）が2万人（同7.8%減）、疾病任意継続被保険者数は4千人（同4.5%増）である。

平成18年8月末現在の標準報酬月額を船舶種別ごとにみると、汽船等が40万9,895円（対前年同月比0.4%減）、漁船（い）が37万3,891円（同0.1%減）、漁船（ろ）が31万6829円（同4.5%減）である。平成18年8月末現在の被扶養者数は10万人で、扶養率は1.524である。

(2) 給付状況

平成18年8月の保険給付費は、20億8千万円（対前年同月比1.4%減）となっており、うち、医療給付費は17億1千万円（同3.5%減）で、保険給付費の82.3%を占めている。また、傷病手当金は3億円で、保険給付費の14.2%を占めている。

(3) 診療費の状況

平成18年8月の被保険者（老人保健受給対象者及び高齢受給者を除く。以下同じ。）の1人当たり診療費は12,203円、被扶養者（老人保健受給対象者及び高齢受給者を除く。以下同じ。）の1人当たり診療費は10,062円、高齢受給者の1人当たり診療費は34,819円となっている。三要素に分解すると、受診率は、被保険者が507.54、被扶養者が611.59、高齢受給者が1,328.57であり、1件当たり日数は、被保険者が2.19日、被扶養者が1.95日、高齢受給者が2.59日であり、1日当たり診療費は、被保険者が10,967円、被扶養者が8,433円、高齢受給者が10,136円である。